告 示

埼玉県告示第八百六十九号

で、 法第二十条第二項の規定により、 て縦覧に供する。 熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同窓行市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和七年十一月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕